

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第29号

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年大和市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「(以下この条において「建築確認申請書」という。)」を削り、「同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合は、同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書の写し」を「省令第8条に規定する申請書の写し」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書面を正本に添付するものとする。

- (1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合 同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書の写し
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物に該当する場合 同法第12条第6項又は第13条第7項の適合性判定通知書の写し

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。